

人閣議第一八号

起案

平成二年二月一三日

閣議  
上奏  
裁可

平成二年二月一四日  
平成二年二月二〇日  
平成二年二月二〇日

施行

平成二年二月二〇日  
平成 年 月 日

内閣総理大臣

五

内閣官房長官

加

内閣官房副長官

加

内閣参事官



後藤 國務大臣

鹿野 國務大臣

原田 國務大臣

志賀 國務大臣

中山 國務大臣

松永 國務大臣

波部 國務大臣

高原 國務大臣

橋本 國務大臣

江藤 國務大臣

阿部 國務大臣

松本 國務大臣

石橋 國務大臣

大石 國務大臣

石井 國務大臣

水野 國務大臣

戸井田 國務大臣

福島 國務大臣

斎藤 國務大臣

森山 國務大臣

五 五 五 五

五 五 五 五

五 五 五 五

五 五 五 五

最高裁判所長官矢口洪一は裁判所法第五十条の規定により二月十九日定

年となりますので、その後任として、内閣は最高裁判所判事草場良八を

最高裁判所長官に指名し、左のとおり閣議決定の上上奏致したい。

内

閣

最高裁判所判事

草場

良

八

最高裁判所長官に任命する









